

家族経営協定に関する実態調査結果

調査実施主体：宮城県
調査時点：令和2年3月31日現在
調査方法：各農業改良普及センターが
各市町村農業委員会等へ照会

家族経営協定とは？

家族経営協定とは、家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めるものです。
農林水産省webより

1 宮城県の家族経営協定締結数

宮城県の令和元年度末（令和2年3月31日）現在の家族経営協定締結数は736戸で、前年に比べ7戸増加しています。この内、新規の締結農家数は23戸です。締結数は増加していますが、東北6県では5位と低い状況にあります。

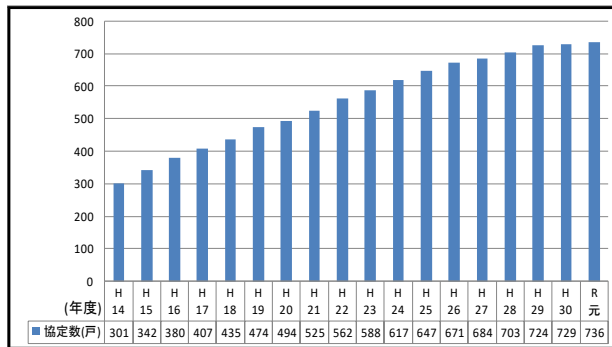


図1 宮城県の家族経営協定数の推移

表1 東北6県の家族経営協定数(戸)

	令和元年度末 (R2.3.31)	平成30年度末 (H31.3.31)
青森県	1,302	1,301
岩手県	1,969	1,937
宮城県	736	729
秋田県	691	685
山形県	1,018	1,023
福島県	1,124	1,123
東北計	6,840	6,798
全国計	58,799	58,182

2 協定における女性の位置付け

協定締結農家のうち、女性は「経営主の配偶者」という位置付けになっている農家は383戸で、女性自らが経営主となっている（共同申請含む）農家は107戸となっています。

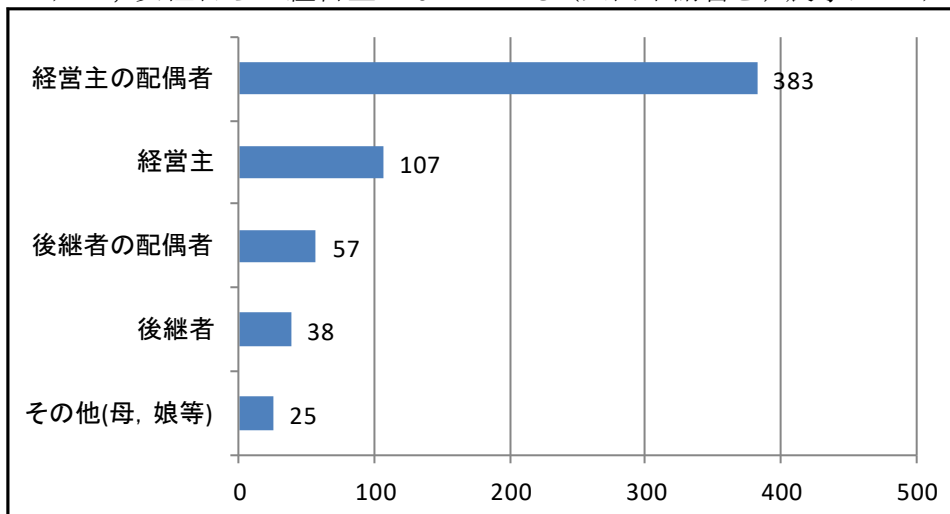


図2 協定における女性の位置付け(戸)

3 協定の取り決め内容

具体的な取り決め内容を見ると、「農業経営の方針決定」についてはほとんどの農家が協定で取り決めており、その他「労働報酬」、「労働時間・休日」、「収益の分配」、「農業面の役割分担」と、農業経営面での取り決めが多い状況です。しかし、同じ農業経営面でも「労働衛生・健康管理」や「農業面の部門分担」は決して高いとは言えません。

生活面になるとさらにその比重は低くなり、「生活面の役割分担」や「社会・地域活動への参加」、「移譲者（老後）の扶養」といった取り決めは非常に少ない状況にあります。

家族みんなが働きやすく、暮らしやすい環境を整備するため、農業経営の分野、生活分野両面において、重要と思われる取り決め事項については、積極的に協定に盛り込んでいくことが望まれます。

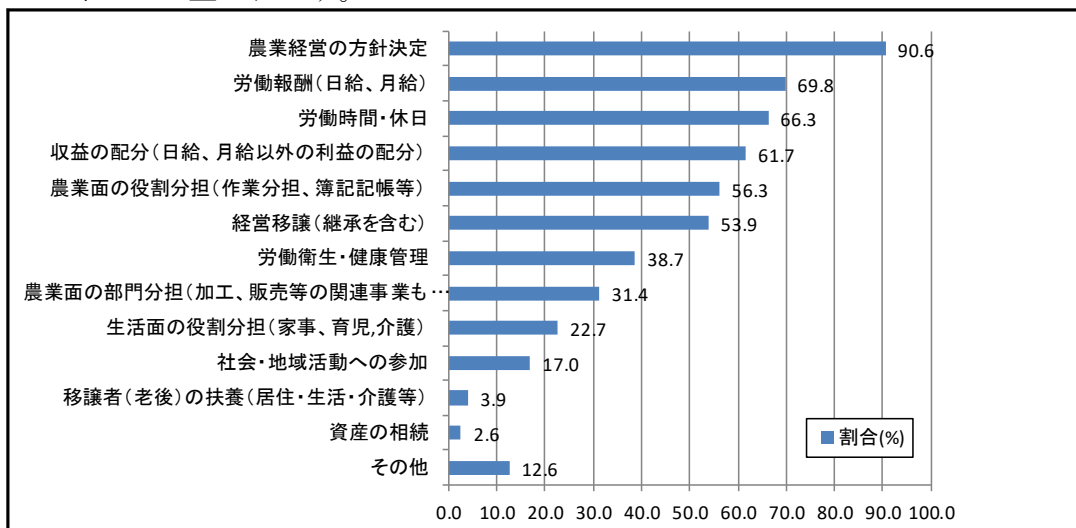


図3 協定の取り決め内容（複数回答）

家族経営協定の制度的メリット

家族経営協定等を締結し経営に参画している農業者に対しては、以下のような措置が講じられています。

●認定農業者制度（平成15年6月～）

実質的に共同経営を行っている場合、家族経営協定の締結等を要件に、夫婦等による認定農業者の認定（農業経営改善計画の認定）の共同申請を認めています。

●農業者年金（平成14年1月～）

農業者年金の被保険者であって、認定農業者や青色申告者等の意欲ある担い手と家族経営協定を締結し、経営に参画している配偶者や後継者が所定の要件を満たせば、基本となる保険料（月額20,000円）に対し一定割合の国庫助成（政策支援）が行われます。

●農業改良資金などの制度資金（平成14年～）

農業経営内において新たな経営部門を女性や後継者が主体的に開始しようとする場合、資金の確保が課題の一つになります。このため、家族経営協定の締結に基づき、制度資金の融資を女性や後継者が自分名義で受けられる仕組みがあります。

●農業次世代人材投資事業（旧青年就農給付金）

農業を始めて間もない方に対して経営が安定するまでの所得確保のために国が交付する「農業次世代人材投資事業（経営開始型）」を夫婦で受給しようとする場合、家族経営協定を締結していることを要件の一つとしています（家族経営協定の締結内容に要件があります）。

この他、農地のあっせん（平成15年度～）、農林水産祭参加の表彰行事における夫婦連名表彰（平成13年度～）にも家族経営協定が役立っています。